

災害発生時等における見舞金等に関する基準

令和3年10月22日

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

本会会員施設・事業所が自然災害や感染症により甚大な影響を受けた際に支払う見舞金等について、次のとおり定めるものとする。

1. 見舞金等の対象となる自然災害の種類

見舞金等の対象となる自然災害の種類は、地震、火災、暴風、豪雨、洪水、高潮等とする。

2. 見舞金等の対象となる感染症の種類等

見舞金等の対象となる感染症の種類等は、本会会員施設・事業所の事業運営等における感染症の影響から会長が判断し、理事の了承を得たものとする。

3. 見舞金の支払いについて

- (1) 見舞金の支払いは、各地方会からの報告に基づき会長が決定する。
- (2) 見舞金は、本会の公益事業会計より、第4項(1)に定める程度、もしくは(2)に定める区分に基づき、本会会員施設・事業所に対し支払うものとする。
- (3) 本基準に定める同一の事由による見舞金の支払いは、原則として年度内に1回とする。

4. 見舞金の額について

見舞金は、被災状況又は感染状況の確認を行った上で、以下により支払うものとする。

- (1) 自然災害により被害を受けた本会会員施設・事業所に対する見舞金の額は、建物の被害の程度に応じて次のとおりとする。

①建物の全壊・全焼・流失(床面積の概ね70%以上の損壊・焼失・流失)

見舞金額 100,000円

②建物の半壊・半焼・一部流失（床面積の概ね30%以上の損壊・焼失・流失）

見舞金額 50,000円

③建物の床上浸水（床面積の概ね50%以上の浸水または土砂等の堆積）

見舞金額 30,000円

(2) 感染症により事業運営等に影響を受けた本会会員施設・事業所に対する見舞金の額は、本会会員規程における「(別表2)施設・事業形態別、定員規模別会費金額表」の区分に応じて次のとおりとする。

①区分〔A〕、〔C+D〕に該当する会員の施設

見舞金額 30,000円

②区分〔B〕、〔C〕に該当する会員・準会員の事業所

見舞金額 20,000円

③上記以外の区分の会員・準会員の事業所

見舞金額 10,000円

5. 支援金について

(1) 被災地域や感染状況等が広範囲にわたる場合は、理事の了承を得た上で、見舞金に代えて支援金を支払うことができるものとする。

(2) 支援金は、本会の公益事業会計より、当該地区会又は地方会に対し支払うものとする。

6. その他

本基準に定める見舞金等の支払いにより本会の運営に支障をきたす場合は、理事会の承認を得た上で、減額又は支払わないことができるものとする。